

令和 6年 6月 25日
あきた白神農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、「自然環境を守り健康で豊かな「農」を基本に人と自然のかかわりを大切に、地域に愛され信頼される J A を目指す」という経営理念のもと、「①活力ある地域農業の振興と地域社会への貢献、②組合員・地域の利用者ニーズを大切に事業展開の実施、③コンプライアンス態勢を強化し、公正かつ誠実な事業活動のもと、地域に開かれた J A を目指す」をコンセプトに掲げ、信用事業として金融商品を、共済事業として共済仕組みを組合員・利用者の皆さまに提供しております。

これらの理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成および「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため、社会情勢や環境変化等を踏まえ、本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（J A共済連）が、共同で事業運営しております。

J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページを参照ください。

1. 組合員・利用者の皆さまへの最適な金融商品、共済仕組みの提供

(1) 金融商品

当組合では、貯金・貸出を始めとする組合員・利用者の暮らしに必要な金融商品・サービスを、ライフプランに沿った形で提供いたします。

組合員・利用者の皆さまに対し提供する金融商品・サービスは、若年層から高齢者まで、利用者ニーズ・特性等に応じて、対面による提供・アプリ等を活用した非対面による提供等幅広く対応しております。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み

共済仕組みは、生活を取り巻くさまざまなリスク（万一・病気・ケガ・火災・自然災害・交通事故・農業賠償など）に対して協同の財産を準備し、不測の事態が生じた場合に組合員・利用者の皆さまに生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

組合員・利用者の皆さまが豊かに生活できるよう、最良・最適な共済仕組みを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2本文および（注）、原則6本文および（注2、3）】

2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

①貯金・各種ローン等の金融商品・サービスの提案・提供にあたっては、組合員・利用者それぞれの金融知識・経験・資産・ニーズや意向に応じて適切に対応いたします。金融商品にかかる知識・経験が限られた方々には丁寧な提案・対応を心がけ、特にご高齢の組合員・利用者のみなさまに対してはご家族に同席等いただきなら説明を図るなど、より一層丁寧な対応を実施いたします。

②組合員・利用者の皆さまの負担となる手数料・費用面等については、希望される金融商品・サービスのパンフレット・商品概要説明書・広告等を使用し、わかりやすい説明・情報提供を実施してまいります。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(2) 共済の事業活動

①共済仕組みの提案にあたっては、公的保険制度を説明し、組合員・利用者の皆さまの年齢・家族構成・就業形態等に合わせて必要となる保障を一緒に考えます。そのうえで、ニーズに応じて、最良・最適な保障を提案いたします。

【原則2本文および（注）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

②保障提案の結果、共済契約に至るときは、組合員・利用者の皆さまの意向を踏まえ、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、ポイントを押さえて重要事項（契約概要・注意喚起事項）を分かりやすく説明いたします。なお、共済契約にあたり、共済掛金の他に負担いただく手数料等

はございません。

【原則 2 本文および (注)、原則 4、原則 5 本文および (注 1～5)】

③ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めて十分ご納得いただけるよう、より分かりやすく説明したうえで、共済契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 1～5)】

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合では、定期訪問による現状確認・各種情報提供等、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1、5)】

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからお寄せいただく「声（お問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情など）」を真摯に受け止め、組合員・利用者の皆さまの視点にたって迅速、誠実かつ公正な対応を行うとともに、業務運営の改善・向上へとつなげてまいります。

【原則 2 および (注)】

5. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの金融商品や共済仕組みにかかる情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。

【原則 3 本文および (注)】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合では、組合員・利用者の皆さまに対して、最良・最適な金融商品・サービス、共済仕組みを提供できるよう、各種研修等を通じて継続的に職員育成を行う態勢を構築いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 および (注)】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。